

## 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

## 1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 実 施 期 間      | ○年～○年（○年間）                  |
| 漁港施設等活用事業の概要 |                             |
|              |                             |
|              | 水産物の消費の増進に関する事業の内容          |
|              | 附帯事業に関する内容                  |
|              | 既存の漁協直営レストラン又は直売所との連携に関する内容 |

## 備考

- ① 漁港施設等活用事業の「実施期間」は、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた実施期間の範囲内とすること。
- ② 「漁港施設等活用事業の概要」は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とし、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」により実施しようとする漁港施設等活用事業の概要及び実施計画認定後から事業終了までのスケジュールを記載すること。
- ③ 「水産物の消費の増進に関する事業の内容」は、水産業の消費の増進に関する事業として実施する事業の具体的な内容及び効果について記載すること。
- ④ 「附帯事業に関する内容」は、3の事業に付帯する事業を実施する場合には、その事業の具体的な内容を記載すること。
- ⑤ 「既存の漁協直営レストラン又は直売所との連携に関する内容」については、既存の漁協直営レストラン又は直売所との連携に関する内容について記載すること。

## 2 貸付けを受けようとする漁港施設及び貸付期間

平面図



## 備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設について、その場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

(貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

| 施設名 | 漁港施設の種類 | 施設所有者 | 数量 | 貸付期間 |
|-----|---------|-------|----|------|
|     |         |       |    |      |
|     |         |       |    |      |
|     |         |       |    |      |

## 備考

- ① 貸付けを受けようとする漁港施設について、漁港施設ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、数量（面積）及び貸付期間を記載すること。
- ② 漁港施設の種類は、活用推進計画に記載されている漁港施設名を記載すること。

3 2に定めた漁港施設に設置する活用事業施設の種類及び規模、その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

|                      |  |           |
|----------------------|--|-----------|
| 活用事業施設名              |  |           |
| 活用事業施設の種類            |  | 活用事業施設の規模 |
| 活用事業施設の目的、事業に対する位置付け |  |           |
| 設置位置                 |  |           |
| 漁港施設の形質の変更内容         |  |           |

## 備考

- ① 活用事業施設ごとに適宜表を追加し記載すること。
- ② 活用事業施設の種類は、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載すること。
- ③ 活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積、桟橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載すること。
- ④ 設置位置については、平面図を添付することとし、「2 貸付けを受けようとする漁港施設とその期間」に示した漁港施設等との関係を明確にするよう配慮しつつ記載すること。  
なお、同一の平面図に活用事業施設をまとめて記載することを妨げない。
- ⑤ 活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合、漁港施設の形質の変更内容を記載することが可能。（記載がない場合は、別途漁港法第37条に基づく漁港管理者の許可が必要となる。）

## 4 当該事業により漁業活動を阻害しないよう配慮に関する事項の内容

(1) 漁業活動上の利用と重複しないような空間的、時間的な調整について記載すること。

(2) 来訪者や自動車などの交通量の増加が見込まれる場合、動線や駐車スペースの確保など、漁業上の利用に支障がでないための対策について記載すること。

## 5 当該事業により漁港の利用等を阻害しないよう配慮に関する事項の内容

(1) 漁港漁場整備事業が施行される場合に影響がないような配慮について記載すること。

(2) 観光客、来訪者に対する地震や津波発生時の対応等についての対策や、岸壁等からの落水等事故防止について記載すること。

(3) 事業実施（工事期間を含む）に発生する粉塵・騒音・振動及び排水処理等による漁港や周辺地域の環境悪化を防止するための措置について記載すること。

(4) 活用期間満了等により漁港施設等を用いないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法及びその他の当該漁港施設を現状に回復されるための措置について記載すること。

6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

備考

- ① 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載すること。
- ② 資金計画及び収支計画は別紙の表を参考に記載すること。  
なお、資金計画及び収支計画がわかる書類を添付することで、記載を省略することができる。